

三重県土砂条例(仮称)のあり方(中間案)の概要

§ ①

目 的

この条例は、土砂等の埋立て等に関する県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

制 度

埋立て等行為前

【住民への周知】

§ ④

許可申請予定者は、周辺住民に対し、事業計画等について説明会等を実施

【土砂等の埋立等の許可】

§ ④⑤⑩

- ・土砂等の埋立て等の行為を行う面積3,000㎡以上かつ高さ1mを超える場合
- ・土砂等の埋立て等の行為を行う土地の所有者の同意
- ・周辺住民への説明会等の実施
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外

【許可基準】

§ ⑤⑥⑦⑧

- ・災害防止(構造基準への適合など)
- ・生活環境保全(土砂基準への適合など)
- ・申請者の資力及び信用
- ・水質調査を行うための措置

など

土砂等の搬入開始

埋立て等行為開始時

【土砂等の搬入規制】

§ ⑥

- 汚染された土砂等の埋立て禁止
- ・何人も土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない
- 土砂等の搬入等の事前届出
- ・発生場所ごとに、同一の搬出場所から搬入する量が一定量までごとに、事前の届出が必要
- ・土砂等発生元証明書(再生土等の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれのないことを証する書類の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

§ ⑨⑭

- 埋立地の管理台帳への記載
- ・土砂等の発生場所ごとの搬入量等を記載した管理台帳を作成し、一定期間ごとにその写しを報告
- 埋立地における水質調査
- ・一定期間ごとに埋立地からの排水の水質を調査し、結果を報告
- 立入検査
- ・埋立て等を行う者の事業場所等の立入検査

埋立て等行為完了時

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

§ ⑨

- 土砂等の埋立て等に係る完了等の届出
- ・埋立地の土砂等の堆積の形状や土壌及び水質調査の結果報告
- 完了検査
- ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

【公表】

§ ④

- ・許可した埋立地一覧
- ・申請書等の縦覧
- ・許可取消しを受けた者
- ・措置命令等を受けた者など

【罰則】

§ ⑭

- ・無許可埋立
- ・命令違反
- ・無届・虚偽報告
- ・立入検査の拒否など

【土砂等搬入禁止区域】

§ ⑩

人の生命又は財産に危害が及ぶおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【経過措置】

§ ⑬

- ・施行日から1年間の経過措置
- ・他法令等の許可期間が完了するまで

三重県土砂条例(仮称)に係る手続フロー

